

6月は
不法投棄防止
強調月間です

注意!

あなたの土地が
狙われています!

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと話をもち掛けられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土の埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「**不法投棄 110 番**」まで通報をお願いします。



不法投棄・野焼きを見つけたら

いつもみんなでむらなくみはれ

不法投棄 110 番 **0120-536-380**

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝除く）

※受付時間外は最寄りの警察署まで

茨城県廃棄物規制課 ☎ 029-301-3035



生ごみの減量化・再資源化で エコで美しい未来へつながろう



減量化の メリット	➡ 生ごみを減らそう ごみ出しが楽になる	買い物をする際には、必要な分だけ購入しましょう。食材を使い切り、作りすぎには注意しましょう。
	➡ 生ごみから水分を減らそう ごみ焼却場の燃焼率アップ 生ごみの嫌な臭いが減少	生ごみの約 80% は水分です。生ごみを「水切り」して水分を減らすことでごみを減量できます。また、減量により、ごみ焼却場の二酸化炭素の排出量を抑えることができます。
再資源化の メリット	➡ たい肥として再利用しよう 自宅で生ごみ処理ができる	処理容器などで生ごみを乾燥、または微生物によって分解し、たい肥にすることで肥料として再利用できます。

生ごみ処理容器などの購入費用を補助します

市では、家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみを減量化・再資源化するため、生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器の購入費の一部を補助します。

対象容器	コンポスト容器	EM ぼかし容器	電気式生ごみ処理機
対象容器			
補助金額	1 世帯当たり 2 基まで 購入価格（税抜）の 4 分の 3 （1,000 円未満は切り捨て） 限度額 4,000 円 / 1 基	1 世帯当たり 2 基まで 購入価格（税抜）の 4 分の 3 （1,000 円未満は切り捨て） 限度額 2,000 円 / 1 基	1 世帯当たり 1 基まで 購入価格（税抜）の 4 分の 3 （1,000 円未満は切り捨て） 限度額 20,000 円
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用し、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。 ● 庭や畑などに設置できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● EM ぼかし（有機物を発酵させた資材）を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にできます。液肥も取り出すことができます。 ● 台所やベランダ、軒下などに設置できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気を使って、生ごみを温風乾燥や微生物による分解により、比較的手軽に減量化・たい肥化できます。 ● 台所やベランダ、軒下などに設置できます。

申請先 環境保全課（霞ヶ浦庁舎）、千代田窓口センター（千代田庁舎）、中央出張所

● 補助金には限りがありますので、購入前に環境保全課までご連絡ください。

● 過去 5 年間に補助を受けた方は、補助の対象になりません。

● 生ごみ処理機の中には、補助の対象にならない製品があります。

※ 詳細は、環境保全課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



環境保全課（霞ヶ浦庁舎）